

# 令和6年度糸魚川市観光総合パンフレット制作業務委託 公募型プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

現在、糸魚川市観光総合パンフレット「いといがわびより」を、糸魚川市への観光を検討されているお客様に提供する旅マエ、または糸魚川へ来訪した際に提供する旅ナカでの情報発信ツールとして使用している。

しかし、初版制作から6年が経ち、掲載内容との乖離が出ていることや、類似パンフレットの制作や情報取得手段の多様化により、観光総合パンフレットとしての役割、効果が制作当初から変化が生じている。

そのため、現在の「いといがわびより」を全面リニューアルし、とくに旅マエ、旅ナカにおける効果的な情報発信ツールとして活用するため、印刷、製本だけでなく、掲載内容なども含めた企画提案を公募により募集する。

本実施要領は、趣旨に沿った事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 件 名 糸魚川市観光総合パンフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 糸魚川市観光総合パンフレット制作業務委託仕様書のとおり（以下「仕様書」という）
- (3) 委託期間 令和7年3月31日（月）まで
- (4) 上 限 額 3,300,000円（消費税込み）

## 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができるものは、参加申込書（別紙様式1）の提出日を基準とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、基準日から契約締結までの間に、いずれかの要件を満たさなくなった場合は、参加資格を取り消す。

- (1) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による手続開始申立て及び民事再生法（平成14年法律第255号）の規定による手続開始申立てがなされていない者（会社更生法の規程による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (4) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (5) 本業務の実施にあたり、業務遂行に十分な体制を整えていること。

## 5 提出書類

本プロポーザルの参加申込及び企画提案を行うものは、次により申込を行うこと。

### (1) 参加申込

- ①本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、提出期限までに事務局へ提出すること。
- ②提出期限は、令和6年12月9日（月）17時00分までとする。
- ③提出方法は、書面の郵送（提出期限日に必着）または電子メールでの提出とする。

### (2) 質問書

- ①本プロポーザルに関する質疑は、質問書（別紙様式2）に必要事項を記入の上、提出期限までに事務局へ提出すること。
- ②提出期限までに提出された質問内容及び回答は、令和6年12月11日（水）17時00分までに、本プロポーザル参加申込書提出事業者全てに、電子メールにより送付する。
- ③提出期限を越えて提出のあった質問は無効とし、回答しないものとする。
- ④提出期限は、令和6年12月9日（月）17時00分までとする。
- ⑤提出方法は、書面の郵送（提出期限日に必着）または電子メールでの提出とする。

### (3) 企画提案書

- ①本プロポーザルの企画提案を行う場合は、企画提案書等提出書（別紙様式4）に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出期限までに事務局へ提出すること。
- ②企画提案書以外に補足資料があればそれらも含め提出期限までに事務局へ提出すること。
- ③提出部数は正本1部、副本5部、合計6部とすること。
- ④パンフレット制作に関する専門知識を有さない者であっても、わかりやすく簡潔な内容とすること。
- ⑤企画提案は別紙仕様書に沿った内容で作成すること。
- ⑥一度提出した企画提案の差し替え、追加提出、削除などは一切認めない。
- ⑦提出期限は、令和6年12月13日（金）17時00分までとする。
- ⑧提出方法は、書面の郵送（提出期限日に必着）又は事務局持参のみとし、それ以外の提出は認めないものとする。

### (4) 見積書

- ①見積額は消費税額が分かるよう、消費税抜き金額と消費税額を分けて記載すること。
- ②経費の内訳は可能な限り詳細に記載すること。
- ③提出期限は、令和6年12月13日（金）17時00分までとする。
- ④提出方法は、書面の郵送（提出期限日に必着）又は事務局持参のみとし、それ以外の提出は認めないものとする。

## 6 書類審査

本プロポーザルで期限までに提出のあった企画提案は、次により書類審査を行う。

### (1) 書類審査方法

- ①事務局が選定する選考委員により、提出のあった企画提案の全ての書類を審査する。
- ②審査項目は次の表のとおりとする。

項目	審査基準	配点
業務への理解	本業務の趣旨に沿った内容か。	10 点満点
企画内容	仕様書の内容を踏まえた仕様・デザイン・構成となっているか。	20 点満点
	ターゲット、配布先をイメージした内容となっているか。	10 点満点
	独自性があり、糸魚川ならではのパンフレットとなっているか。	20 点満点
	スマートフォンやパソコンなど、web コンテンツとして対応し、使いやすいものになっているか。	10 点満点
業務体制・実績	観光に関わる印刷物制作について豊富な業務実績を有し、本業務を達成する上で求められる能力を有しているか。	10 点満点
	イラスト制作や原稿作成を行う十分な能力を有した者を配置できる体制となっているか。	10 点満点
画像データの取扱	独自の画像を自社で対応可能か。	10 点満点

## (2) 書類審査結果の通知

- ①書類審査の結果、書類審査合格事業者のみ、7 プレゼンテーションを行う資格を得るものとし、その合否結果を事務局から別途電子メールにて通知する。  
 なお、書類審査の点数や内容など一切の情報は非公開とし、書類審査結果に関する異議申し立てや質疑には応じないものとする。
- ②書類審査結果は、令和6年12月18日（水）17時00分までに通知するものとする。

## 7 プレゼンテーション

書類審査にて合格した事業者の企画提案は、次によりプレゼンテーション審査を行う。

### (1) プレゼンテーション審査方法

- ①事務局が選定する選考委員により、プレゼンテーションのあった企画提案を審査する。
- ②プレゼンテーション審査日は令和6年12月24日（火）10時00分～16時00分の間で、事務局が事前に指定した時間とする。
- ③審査項目は次の表のとおりとする。

項目	審査基準	配点
業務への理解	本業務の趣旨に沿った内容か。	10 点満点
企画内容	仕様書の内容を踏まえた仕様・デザイン・構成となっているか。	20 点満点
	ターゲット、配布先をイメージした内容となっているか。	10 点満点
	独自性があり、糸魚川ならではのパンフレットとなっているか。	20 点満点
	スマートフォンやパソコンなど、web コンテンツとして対応し、使いやすいものになっているか。	10 点満点
業務体制・実績	観光に関わる印刷物制作について豊富な業務実績を有し、本業務を達成する上で求められる能力を有しているか。	10 点満点
	イラスト制作や原稿作成を行う十分な能力を有した者を配置できる体制となっているか。	10 点満点
画像データの取扱	独自の画像を自社で対応可能か。	10 点満点

- ④プレゼンテーションの発表順は、原則、企画提案の提出順とし、別途事務局から企画提案提出事業者へ通知する。

## (2) プレゼンテーション方法

- ①プレゼンテーションは、各事業者の説明時間を 20 分、選考委員からの質疑を 10 分とする。
- ②開始と終了の合図は説明時に事務局より行う。
- ③プレゼンテーションは、説明員が会場に直接来場して説明することとする。
- ④プレゼンテーションの説明員は 1 名のみとする。
- ⑤プレゼンテーションの手法は書面、PC などを使用しても構わないものとする。また、それに係るプロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。

## (3) 業者選定

- ①選考委員により審査し、採点の合計により企画提案提出事業者の順位を決め、最も点数が高かった上位者を最優秀提案者、次点の事業者を次点者とする。
- ②得点の合計が同点の場合は、選考委員が協議によって最優秀提案者、次点者を選定する。
- ③事務局は最優秀提案者と契約締結に向けた協議を行うものとする。
- ④最優秀提案者との契約に関する協議の結果、不調に終わった場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

## (4) プレゼンテーション審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、全ての企画提案事業者に別途電子メールにて通知する。

なお、審査の点数や内容など一切の情報は非公開とし、プレゼンテーション審査結果に関する異議申し立てや質疑には応じないものとする。

## 8 業者選定スケジュール

業者選定にかかるスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
プロポーザル告示	令和 6 年 12 月 4 日 (水)
参加申込書提出期限	令和 6 年 12 月 9 日 (月) 17 時 00 分まで
質問書提出期限	令和 6 年 12 月 9 日 (月) 17 時 00 分まで
質疑回答日	令和 6 年 12 月 11 日 (水) 17 時 00 分頃
企画提案書、見積書提出期限	令和 6 年 12 月 13 日 (金) 17 時 00 分まで
書類審査結果通知	令和 6 年 12 月 18 日 (水) 17 時 00 分頃
プレゼンテーション審査日	令和 6 年 12 月 24 日 (火) 10 時 00 分から
業者決定通知及び契約締結日	令和 6 年 12 月 25 日 (水)

## 9 その他

- (1)このプロポーザルに要する経費はすべて企画提案事業者の負担とする。
- (2)提出された書類は返却しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
- (3)企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載すること。
- (4)参加意向を示したにも関わらず、提出期限までに書類等が提出されない場合は棄権とみなす。
- (5)評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。

10 本件に関する照会及び書類の提出先

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町 1-7-47

観光地域づくり法人（DMO）一般社団法人糸魚川市観光協会  
マーケティング事業部

TEL：025-555-7344 FAX：025-555-7364

Mail：itoigawa-kanko@ae.wakwak.com